

## ○神戸町住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第21号

改正 平成26年4月10日告示第18号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町における家庭での地球温暖化対策を推進するため、本町が行う住宅用太陽光発電システム設置整備事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、神戸町補助金等交付規則（昭和54年神戸町規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象システム 経済産業省資源エネルギー庁の固定買取制度設備認定(10kw未満)の要件に適合する未使用品の住宅用太陽光発電システムであり、太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保障されているものをいう。
- (2) 建売供給事業者等 建売住宅等に対象システムを設置する計画を有し、対象システムの設置工事を完了後、当該建売住宅等を販売する者をいう。

### (補助対象)

第3条 町長は、次に掲げる要件のすべてを満たす個人に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 町内に存する、自らの住居（店舗、事務所等と兼用している場合を含む。）に対象システムを設置したこと又は建売供給事業者等から自らの住居として対象システム付き住宅を購入していること。
- (2) 対象システムを設置した建物の所有者等は、町税等を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱で定める補助金の交付を受けた者は、交付累計額が14万円に達していないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワット表示の小数点以下2桁未満を切り捨てたものであって、4キロワットを上限とする。）に1キロワット当たり3.5万円を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電力会社との太陽光契約の日から6月以内に補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費の内訳が記載された工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- (2) 補助金の交付の対象となる設置個所の位置図
- (3) 太陽電池メーカーの出力保証書の写し
- (4) 対象システムの設置状態を示すカラー写真及び対象システムが設置された住宅全体のカラー写真

- (5) 第1号の契約により支払った経費が記載された対象システムの設置に係る領収書の写し
- (6) 電力会社が発行する電力受給契約確認書の写し
- (7) 対象システムの出力対比表の写し
- (8) 建物の所有を証明する登記事項証明書（申請者の住所以外の建物に対象システムを設置しようとする場合に限る。）
- (9) 建物の所有者の承諾書（申請者と対象システムを設置しようとする建物の所有者が異なる場合に限る。）
- (10) 賃貸借契約書の写し（第6号に規定する電力受給契約確認書における電力会社との契約者と申請者が異なる場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（現地調査等）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請を受け付けたときは、当該申請に係る補助事業の成果が補助事業等の目的及び内容に対し適正であるかどうか調査するため、提出された前条各号に掲げる書類の審査を行うものとする。

2 町長は、必要に応じ対象システムの現地調査を行うものとする。

（決定の通知）

第7条 町長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付の決定及び額の確定を申請者に通知しなければならない。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、申請者にその理由を付してその旨を通知しなければならない。

（補助金の交付の請求）

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第9条 補助事業者は、対象システムの減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間内において、その対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第10条 補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、その対象システムを補助金等の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、規則第10条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、規則第10条第2項の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成23年4月1日制定 J - P E C 第0810-0007号）第23条又は住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業実施規則（平成23年11月25日制定 J - P E C 第1110-0058号）第20条の規定により補助金交付決定の取消しを受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

（補助金の交付手続の特例）

第12条 補助金の交付に係る手続については、規則第7条に規定する手続を省略するものとする。

（協力）

第13条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて余剰電力量（売電量）及び需要電力量（買電量）のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第18号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。